

広島県告示第七百五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅介護支援事業を廃止した事務所	所在地	廃止年月日
株式会社リライ アンス	広島市中区八丁堀 四番二四号	コスモス薬局居宅介護支援事業所	広島市中区八丁堀 四番二四号	平成一九年四月三〇日	
株式会社リライ アンス	広島市中区八丁堀 四番二四号	コスモス薬局緑井店居宅介護支援事業所	広島市安佐南区緑井二丁目一二番二六―一〇一	平成一九年四月三〇日	
有限会社ユー・ アンド・ミー	福山市内海町字浜 沖七三番二	くらしし居宅介護支援事業所	福山市内海町大組 船津口一九六六一	平成一九年五月三一日	
有限会社いちご	広島市南区翠二丁目 二一番三〇号	いちごケアセンター	広島市南区翠二丁目 二一番三〇号	平成一九年六月一日	
株式会社プロ ジェ	東広島市高屋町小 谷一二九七―三三	居宅介護支援事業所 敬愛	東広島市高屋町小 谷一二九七―三三	平成一九年三月三一日	
有限会社松越	江田島市沖美町三 吉二六三四	おきみ薬局居宅介護支援事業所	江田島市沖美町三 吉二六三四	平成一九年六月一日	
株式会社松広	広島市中区舟入川 口町一七―一〇	グループホーム舟入居宅支援事業所	広島市中区舟入川 口町一七―一〇	平成一九年七月一日	